

○環境省令第七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第八条の二第一項第一号、第八条の三第一項、第九条第五項（同法第九条の三第十一項及び第十五条の二の六第三項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十五条の二第一項第一号及び第十五条の二の三第一項の規定に基づき、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三日

環境大臣 浅尾慶一郎

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和五十二年総理府・厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後		改正前	
別表第一（第一条、第二条関係）		別表第一（第一条、第二条関係）	
(略)	(略)	(略)	(略)

別表第二（第一条、第二条関係）	六価クロム化合物	一リットルにつき六価クロム〇・二ミリグラム以下
	大腸菌数	一ミリリットルにつき日間平均八〇〇コロニー形成単位以下
	(略)	(略)

別表第二（第一条、第二条関係）	六価クロム化合物	一リットルにつき六価クロム〇・五ミリグラム以下
	大腸菌群数	一立方センチメートルにつき日間平均三、〇〇〇個以下
	(略)	(略)

(略)	六価クロム	(略)
(略)	一リットルにつき〇・〇 二ミリグラム以下	(略)
(略)	六価クロム	(略)
(略)	一リットルにつき〇・〇 五ミリグラム以下	(略)

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定（同表の六価クロム化合物の項中「一リットルにつき六価クロム〇・五ミリグラム以下」を「一リットルにつき六

価クロム〇・二ミリグラム以下」に改める部分に限る。）及び別表第二の改正規定は、令和八年四月一日から施行する。

（廃棄物の最終処分場の技術上の基準に関する経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第八条第一項の許可を受けている者又は許可の申請をしている者の当該許可又は当該申請に係る一般廃棄物の最終処分場及び法第九条の三第一項の規定による届出をしている市町村の当該届出に係る一般廃棄物の最終処分場並びに法第十五条第一項の許可を受けている者又は許可の申請をしている者の当該許可又は当該申請に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。）第七条第十四号ハに掲げる産業廃棄物の最終処分場に係る廃止の技術上の基準（この省令による改正後の一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（以下「新省令」という。）別表第一の大腸菌数の項に係るものに限る。）については、新省令第一条第三項第六号（新省令第二条第三項第三号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）中「水質検査の結果、すべての項目について排水基準等に適合している

と認められること」とあるのは、「水質検査の結果、すべての項目について排水基準等に適合している」と認められること（令和七年三月三十一日までに行われた水質検査の結果については、この省令による改正前の一般廃棄物の最終処分場及び法第九条の三第一項の規定による届出に係る市町村の当該届出に係る一般廃棄物の最終処分場並びに法第十五条第一項の許可を受けている者又は許可の申請をしている者）の当該許可又は当該申請に係る一般廃棄物の最終処分場及び法第九条の三第一項の規定による届出をしている市町村の当該届出に係る一般廃棄物の最終処分場並びに法第十五条第一項の許可を受けている者又は許可の申請をしている者の当該許可又は当該申請に係る令第七条第十四号ハに掲げる産業廃棄物の最終処分場に係る廃止の技術上の基準（新省令別表第一の六価クロム化合物の項に係るものに限る。）については、新省令第一条第三項第六号（新省令第二条第三項第三号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）中「水質検査の結果、すべての項目について排水基準等に適合していると認められること」とあるのは、「水質検査の結果、すべての項目について排水基準等に適合していると認められること（令和八年三月三十一日までに行われた水質検査の結果については、この省令による改正前

の一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令で定める排水基準等に適合していると認められること」とする。